

## 令和6年度 第1回 島根地方最低賃金審議会運営小委員会 議事録

- 1 日 時 令和6年9月3日（火） 午前9時50分～午前9時55分
- 2 場 所 松江地方合同庁舎5階 共用第4会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席2名 定数2名  
労働者代表委員 出席2名 定数2名  
使用者代表委員 出席1名 定数2名
- 4 主要議題 ○特定最低賃金の改正決定の必要性有無の検討方法について

【室 長】 皆様、おはようございます。

本日、本審の開始前に運営小委員会の方を開催したいと思っております。

本審議会出席予定の委員の皆様お集まりですけれども、運営小委員会を開催するということで、運営小委員会の委員の皆様については、公益委員が藤本委員と吉田委員、労働者側が景山委員と島田委員、使用者側が森脇委員と多野委員の6名ということになりますけれども、本日は森脇委員が欠席となっており、5名での会議となります。

短時間で終わりますので、皆様着席の上で運営小委員会を開催させていただきたいと思っておりますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、運営小委員会の議事進行を藤本会長の方でよろしくお願いいたします。

【会 長】 それでは、ただいまから令和6年度第1回運営小委員会を開催します。

まず、事務局は本日の配付資料の確認をしてください。

【指導官】 本日、各委員の皆様にお配りしております資料等につきまして、ご確認をお願いいたします。

本日は、会議次第が1枚、それから会議資料としまして、青色インデックスのナンバー1からナンバー2をとじたものをお配りしておりますのでご確認をお願いいたします。資料ナンバー1が運営小委員会の委員名簿となっております。資料ナンバー2が運営小委員会の運営規程ということになっておりま

す。以上でございます。

(資料確認)

【会 長】 事務局から定足数について報告してください。

【指導官】 それでは、本日の運営小委員会委員の出席状況をご報告いたします。

本日は、使用者側委員の森脇委員からあらかじめ欠席のご連絡をいただいておりますが、最低賃金審議会令第5条第1項に規定する定足数を満たしており、本会議は有効に成立しますことをご報告いたします。

【会 長】 本日の会議については、第437回本審議会で決定したとおり、率直な意見交換を必要とする会議であることから、島根地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程第1条及び島根地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項ただし書を運用して、会議は非公開とします。また、議事録についても、島根地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程第6条第2項ただし書を適用して非公開とし、同条第3号の規定により、議事要旨のみを公開とします。

それでは、会議次第2番目の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の検討について、事務局から説明してください。

【室 長】 特定最低賃金の決定等の必要性の有無については、慣例によって、審議会委員全員を委員とした必要性検討委員会を設置して、その中で御審議をいただいております。

今年度も必要性検討委員会を設置することとしてよろしいでしょうか。なお、従来から、必要性検討委員会の結審に当たっては、全会一致での議決としております。

【会 長】 それでは、必要性有無の検討方法について、ただいま事務局より必要性検討委員会を設置して審議するという提案がありましたが、労使各側からご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異論ありません。」)

【会 長】 それでは、事務局提案のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい。」)

【会 長】 それでは、事務局説明がありましたとおり、特定最賃については、必要性検討委員会を設置して改正の必要性の有無を審議していきたいと思えます。

その他ということで、委員の皆様から何かありますでしょうか。

(「ありません。」)

【会 長】 事務局から何かありますか。

【室 長】 ありません。

【会 長】 それでは、本運営小委員会の結論は、第438回本審に報告することとします。

以上で運営小委員会を閉会いたします。ありがとうございました。